

平成 30 年度

(仮称)

苫小牧市中小企業振興計画

平成29年6月

苫小牧市

目 次

第1章	中小企業振興計画の基本的な考え方	1
1	背景	
2	目的	
3	計画期間	
4	計画の位置づけ	
第2章	苫小牧市の現状	4
1	人口の推移	
2	産業別従業者数	
3	従業者規模別事業所数の構成比	
4	中小企業融資制度の利用実績	
5	商業の推移と現況	
6	工業の推移と現況	
7	倒産件数の推移	
第3章	中小企業振興のための3つの柱	14
第4章	3つの柱～実行計画～	15
1	創業促進及び経営基盤の強化	
2	人材確保・育成及び事業承継の円滑化	
3	販路拡大及び需要開拓の促進	
第5章	推進体制	21
1	推進体制	
2	推進体制図	

1 背景

わが国では、昭和38年に「中小企業育成により大企業との格差を縮小する」という趣旨の「中小企業基本法」を制定しています。当時の基本法は、大企業の下請けである中小企業を育成し、格差を是正する内容となっておりますが、平成11年に抜本改正を行い、中小企業を経済の担い手として位置づけ、「経営の革新及び創出の促進」「中小企業の経営基盤の強化」「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」などの基本方針を打ち出しています。また、平成26年6月に小規模企業振興基本法（小規模基本法）及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）が成立・公布され、従来の中企業振興施策の強化に加え、さらに規模の小さな小規模事業者に焦点を当て、小規模事業者に対する支援を根本的に強化しようとしています。

北海道では、経済の活性化や雇用の創出につなげていくため、「道内経済を牽引する産業の発展」と「地域経済活性化」を図ることを重要な課題として考えており、平成20年に「北海道経済構造の転換を図る為の企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（通称：北海道産業振興条例）」を策定しています。また、小規模企業者等の役割を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、持続的発展を図るため「北海道小規模企業振興条例」を平成28年4月に制定しております。

一方、苫小牧市では、中小企業が産業及び地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、平成25年4月に「苫小牧市中小企業振興条例」（以下「本条例」）を策定しました。本条例は、中小企業の振興に関する基本理念、施策の基本方針等を定めており、中小企業者等、経済団体、大企業、市民、市の各主体の役割を明らかにし、目指すべき方向性を示しています。

2 目的

「苫小牧市中小企業振興計画」（以下「本計画」）は、条例に示された、産業及び地域経済を担う中小企業者等が地域社会の発展に果たす役割の重要性を認識のもと、中小企業者、大企業、経済団体、市民、市が協働して取り組む中小企業振興の基本方針や重点施策等を明らかにするとともに、関係機関等と連携したきめ細かい支援を実施するために策定するものです。

3 計画期間

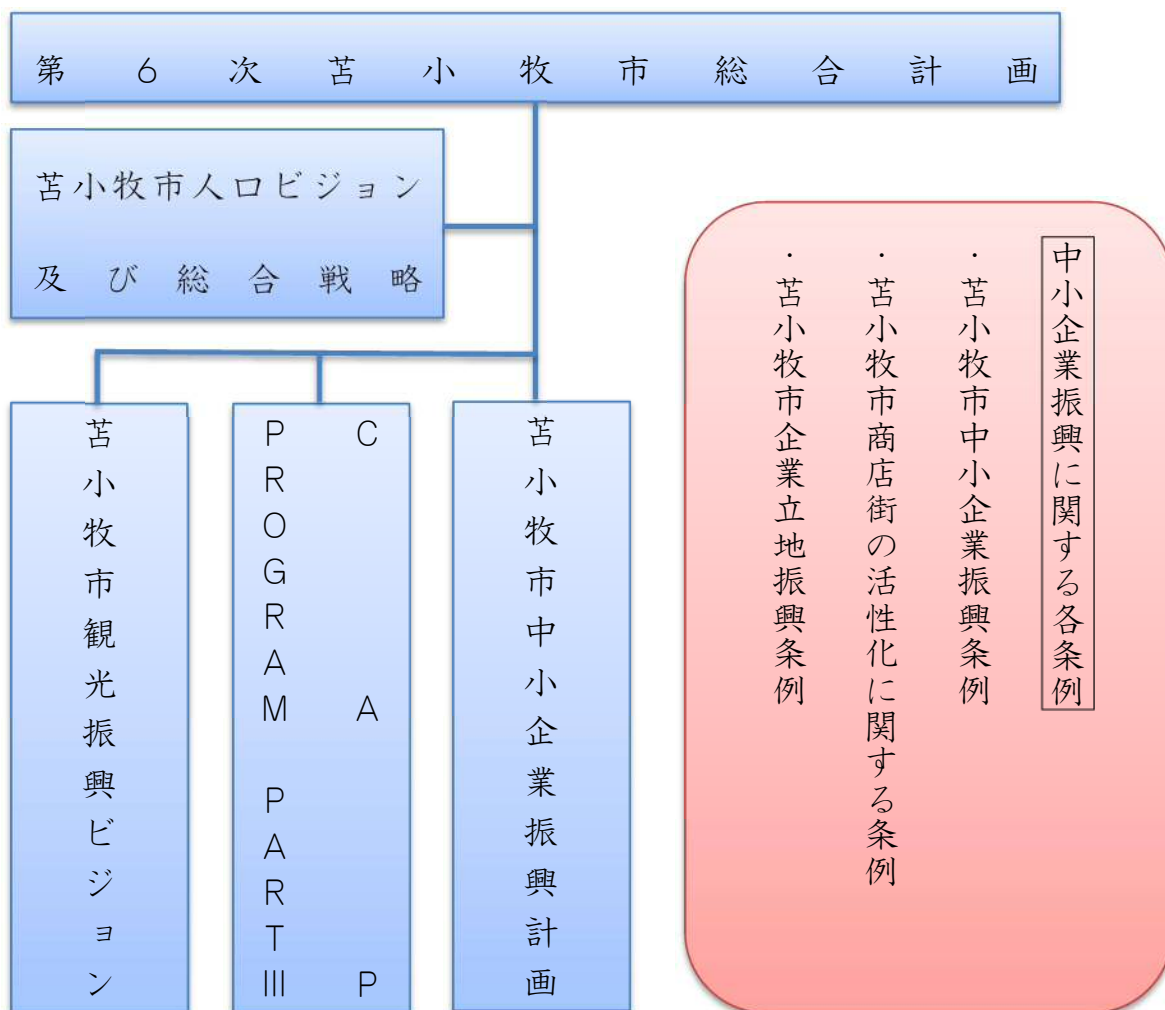
本計画は、平成30年度から平成34年度の5か年の間に取り組むべき内容をまとめたものです。

また、本計画は、本条例に基づき設置した「苫小牧市中小企業振興審議会（以下「本審議会」）に進捗状況を報告するとともに、関係機関との議論を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
総合計画	基本構想（10年）									
	第6次基本計画（5年）					第7次基本計画（5年）				
中小企業 振興計画	基本計画（5年）									

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次苫小牧市総合計画」及び「苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」との整合性を保ちながら、地域経済を担う中小企業の振興に関する各種計画や条例等との連携を図りながら、本計画の取り組みを進めます。



1 人口の推移

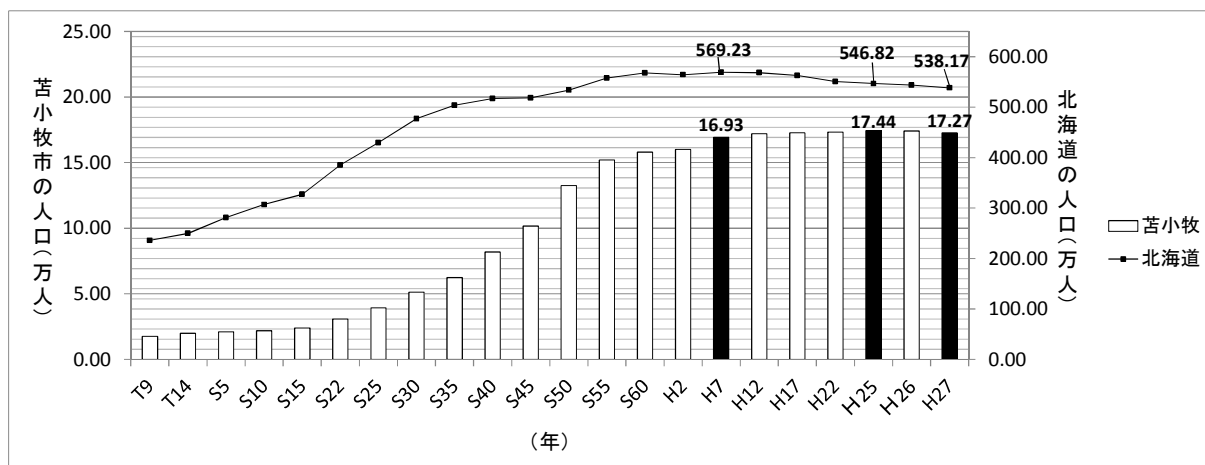
苫小牧市の歴史は、サケやイワシ漁等の漁業から始まりました。漁業中心の町に大きな変革をもたらしたのは、王子製紙が新工場の建設を始めた明治40年（1908年）頃からです。それまで約3千人だった人口は、王子製紙の新工場が完成した明治43年（1910年）には、7千人以上になりました。

昭和恐慌等もありましたが、その後も人口は順調に増え続け、第二次世界大戦終結後の人口は約2.7万人でした。昭和20年（1945年）以降、多くの兵士が復員するなどして、昭和23年（1948年）に市政を施行した際には3.3万人になりました。昭和38年（1963年）の苫小牧港開港に伴い人口も増加し、昭和44年（1969年）には10万人を突破しました。昭和48年（1973年）以降多数の大型店が出店し、昭和55年（1980年）には苫小牧東港の開港を迎えるとともに15万人を達成しました。その後も順調に人口は伸び続け、平成2年（1990年）には大手自動車メーカーが工場建設を表明し、その後の市の工業発展に大きな貢献をもたらすことになります。平成4年（1992年）には小樽市を抜いて全道6位となり、その3年後、平成7年（1995年）には人口17万人を達成します。

この年をピークに北海道全体では人口が減少に転じています。苫小牧市においては、その後も人口は増え続けていましたが、平成25年の174,469人をピークに減少に転じています。（図表1）

本市の年齢3区分の人口推移を見ると、平成12年（2000年）まで増加傾向を示していた生産年齢人口は、平成17年（2005年）において減少に転じています。さらに年少人口も減少していく一方で、老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと推計されることから、本市における少子高齢化の流れは一層顕著になっていくものと思われます。

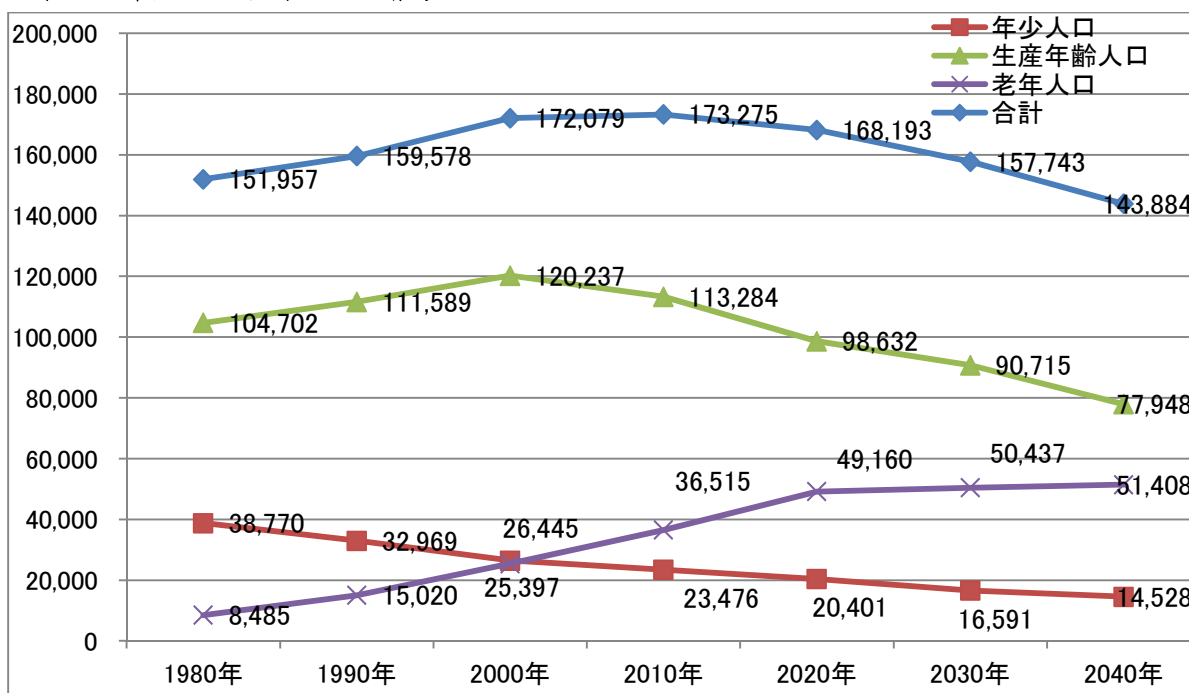
図表1 人口の推移¹（北海道・苫小牧市）



資料:総務省統計局「国勢調査結果」

北海道「住基ネットにおける人口【参考値】」(平成25年と平成26年のみ)

図表2 年齢3区分別人口²の推移



資料:総務省統計局「国勢調査結果」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計値」

¹ 図表1 人口の推移:各年国勢調査結果の数値。基準日は10月1日。昭和20年(1945年)のみ、太平洋戦争直後のため行われず、昭和22年(1947年)に臨時で実施された国勢調査結果の数値。平成26年(2014年)、平成27年(2015年)については、国勢調査が行われていないため、9月30日現在の住基ネットの数値を使用。

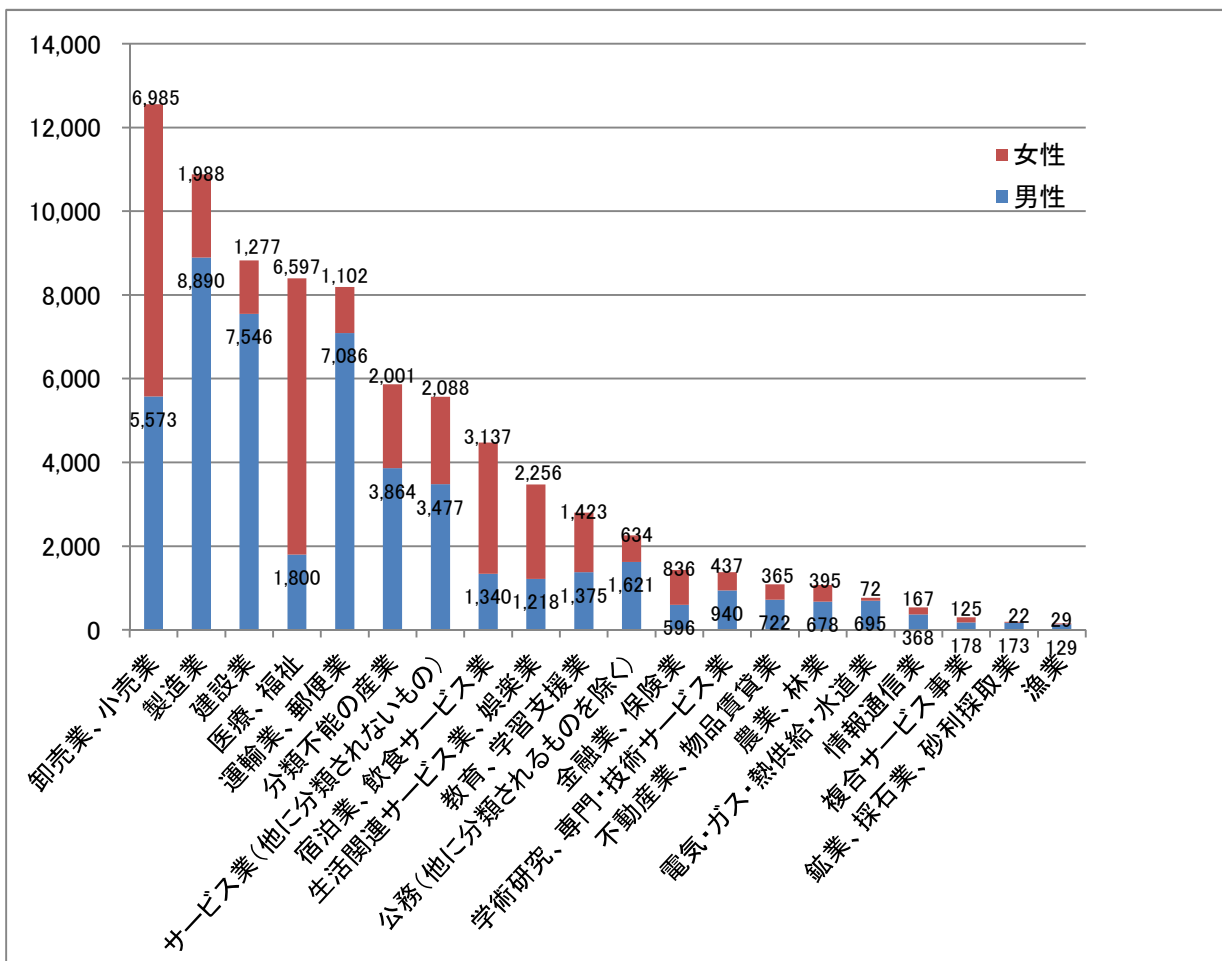
² 図表2 年齢3区分別人口:年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)

2 産業別従業者数

市内の産業割合につきましては、図表3の産業別従業者数を見て分かる通り、第1次産業（農・林・漁業）の割合が低く、第2次産業（製造業、建設業）の割合が高いことから「工業のまち」と言われる由縁となっております。

男女別に見ると、男性は、「製造業」「建設業」「運輸業、郵便業」「卸売業・小売業」で全体の6割を占めており、本市の男性は、工業及び商業に従事する従業員が多いことがわかります。また、女性は、「卸売業、小売業」「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」で、全体の5割を占めており、商業及び医業等に従事する従業員が多い一方、工業系に従事する従業員が少ないことが顕著に現れております。

図表3 苫小牧市産業別従業者数／（全80,205人）



資料:総務省統計局「国勢調査結果」

3 従業者規模別事業所数の構成比

従業者数規模の事業所数及び従業員で見ると、平成26年度の事業所数では0人～9人で約98%、同様に従業者数でも約76%と、地域経済を担う中小企業の事業所が本市のほとんどであると言えます。

図表4 従業者数規模の事業所数（民営）

従業者数	平成24年				平成26年			
	事業所	構成比	従業者	構成比	事業所	構成比	従業者	構成比
0～4人	4,030	54.03%	8,631	11.14%	4,110	53.22%	8,734	10.37%
5～29人	2,915	39.08%	31,770	41.02%	3,067	39.71%	34,297	40.73%
30～49人	247	3.31%	9,250	11.94%	273	3.54%	10,278	12.21%
50～99人	142	1.90%	9,768	12.61%	163	2.11%	11,263	13.38%
100人以上	72	0.97%	18,033	23.28%	76	0.98%	19,627	23.31%
出向・派遣のみの事業所	53	0.71%	-	-	34	0.44%	-	-
合計	7,459	100%	77,452	100%	7,723	100%	84,199	100%

資料：総務省統計局「経済センサス H24 年活動調査、H26 年基礎調査」

4 中小企業融資制度の利用実績

本市では、苫小牧市中小企業振興条例に基づき、市内中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、経営基盤の強化及び経営の安定に役立ててもらうため、「苫小牧市中小企業融資制度」として5つの資金を設けています。

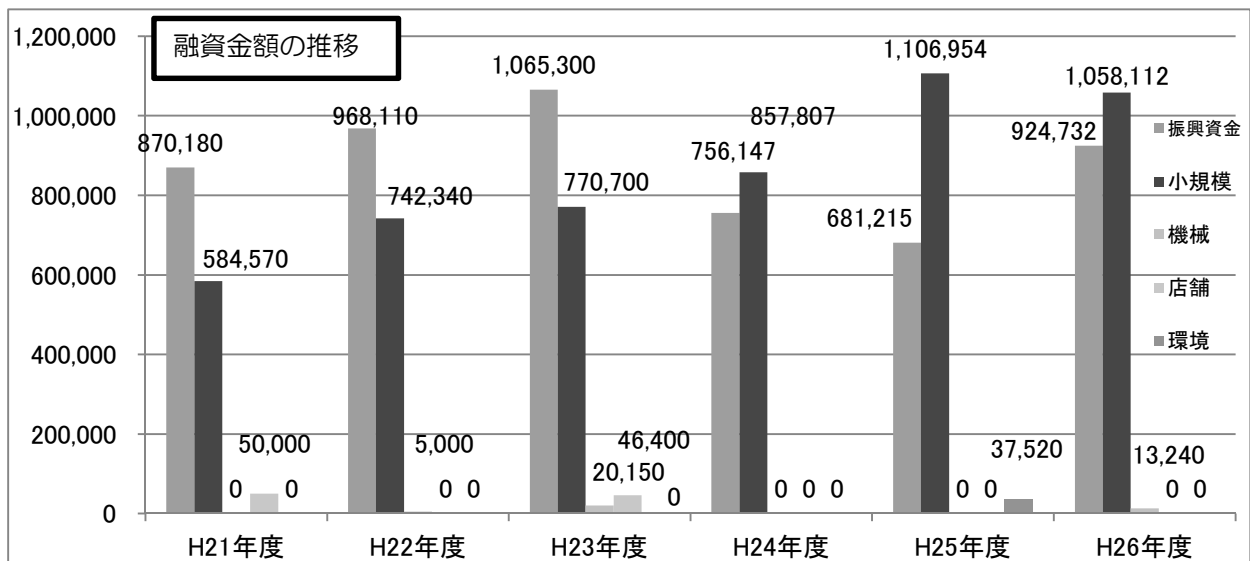
平成27年12月には、利用者にとって使いやすい制度となるよう融資条件の引き上げや融資期間延長などの制度拡充を実施しました。

平成26年度の融資額については、前年度に比べ、小規模企業経営改善資金の利用が減っているものの、中小企業振興資金において2億4千3百51万7千円の増額となっており、合計で1億7千39万5千円の増加となっています。

《 苫小牧市中小企業融資制度（各資金内容） 》

中小企業振興資金	：事業活動に必要な運転資金及び設備資金
小規模企業経営改善資金	：従業員が50人以下の会社等に対する運転資金及び設備資金
中小企業機械等購入資金	：設備の近代化、合理化に必要な機械等の購入資金
店舗近代化設備資金	：商業者の店舗近代化に必要な設備資金
中小企業環境保全施設資金	：環境保全対策の推進を図るための設備資金

図表5 苫小牧市中小企業融資実績（各年2月～1月）（金額単位：千円）



5 商業の推移と現況

本市の商業は、昭和48年駅北口に長崎屋が出店して以降、駅を中心としてダイエー、イトーヨーカドー等の大型店が相次いで出店し、次第に商業の中心は錦町大町地区から駅周辺へと移動していきました。

昭和54年に近代化実施計画プロジェクト事業の具体策として「苫小牧市錦町地区市街地再開発事業基本計画」が策定されました。

中心商業地における新たな商業近代化計画として、平成4年に「苫小牧中心商業地域活性化計画（ビッグトマト）」が策定され、中心商業地域活性化に係る重点整備構想が提言されました。

平成10年に中心市街地活性化法が施行されたのを受け、平成13年には「苫小牧市中心市街地活性化基本計画」が策定され、空洞化の進む中心市街地の再活性化を図るため、商店街や苫小牧商工会議所を中心に事業に取り組んできましたが、その後も全国的に中心市街地の空洞化に歯止めがかかりませんでした。

市は、平成21年度にプロジェクトチームを立ち上げ、意見交換会やワークショップ等の市民参加の機会を通じて提出された様々な意見・提案を踏まえ、平成23年6月に「CAP（まちなか再生総合プロジェクト）」を策定し、平成23～25年度を「PROGRAM PART I」、平成26～28年度を「PROGRAM PART II」、平成29～31年度を「PROGRAM PART III」として、まちづくりに携わる人材の育成やネットワークの強化にも取り組んでいます。

平成24年には、道内初となる商店街に特化した「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」が施行され、商店街の活性化への取り組みを強めています。

図表6 商業統計調査

(金額：単位 千円)

項 目		平成 19 年		平成 26 年	
		件数	構成比	件数	構成比
商店数 (店数)	合 計	1,854	100%	1,308	100%
	卸売業	488	26.32%	347	26.53%
	小売業	1,366	73.68%	961	73.47%
従業者数 (人数)	合 計	14,879	100%	12,087	100%
	卸売業	3,506	23.56%	2,954	24.44%
	小売業	11,373	76.44%	9,133	75.56%
年間販売額 (単位：億円)	合 計	555,165	100%	516,047	100%
	卸売業	351,124	63.25%	326,542	63.28%
	小売業	204,041	36.75%	189,505	36.72%
小売業売場面積		246,304 m ²		211,027 m ²	

資料：苫小牧市「平成 27 年版苫小牧市統計書」
 苫小牧市「平成 20 年度商業の現況」

6 工業の推移と現況

本市の工業は、明治43年(1910年)に王子製紙苫小牧工場が操業を開始して以来、製紙工業等の素材型産業を主力として発展してきましたが、昭和38年、苫小牧西港の使用開始に伴い、非鉄金属(日軽金)、石油精製(出光興産)、自動車産業(いすゞ・トヨタ)、化学工業(旧大日本インキ化学)等の多様な企業が立地し、最先端技術を駆使した高度な生産性を背景に、産業港湾都市として、又、流通の拠点として発展を続けています。

図表7 製造業事業所数及び出荷額（従業者4人以上の事業所）

（工業統計調査参照）

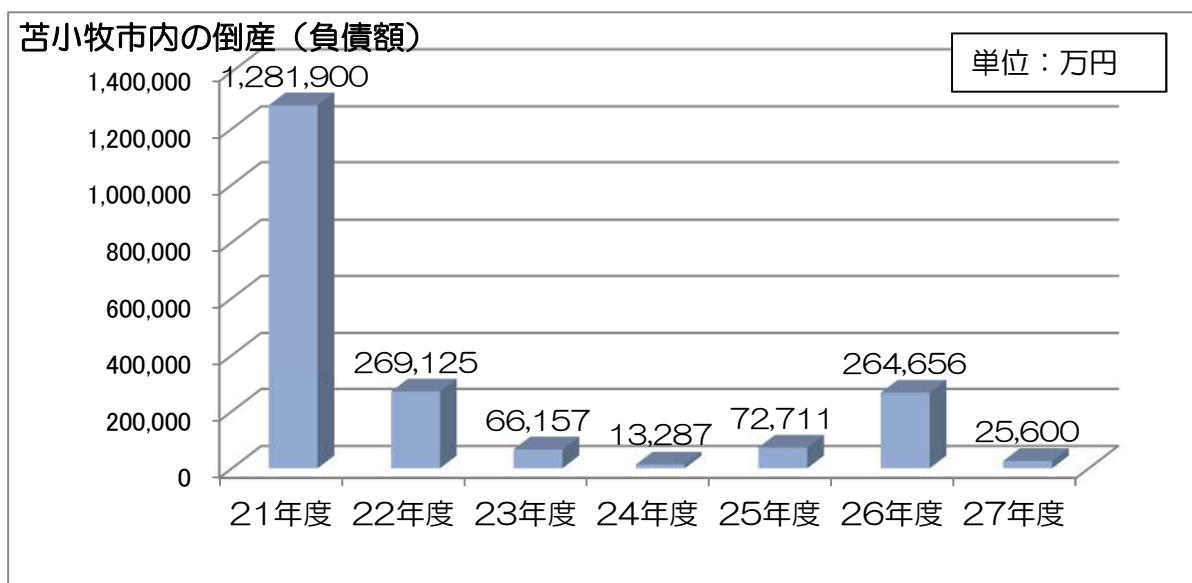
製 造 業	平成24年		平成26年	
	事業所数 （実数）	製造品出荷額 （万円）	事業所数 （実数）	製造品出荷額 （万円）
食料品製造業	18	754,372	19	680,998
飲料品・たばこ・資料製造業	12	4,398,482	11	3,579,016
繊維工業	2	3,888	2	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	18	1,709,236	18	1,950,270
家具・背装備品製造業	6	40,165	5	40,713
パルプ・紙・紙加工品製造業	8	13,286,736	8	14,409,935
印刷・同関連業	11	215,358	11	247,252
化学工業	13	1,945,027	13	2,106,937
石油製品・石炭製品製造業	6	61,718,429	5	83,727,100
プラスチック製品製造業	6	215,025	5	131,031
ゴム製品製造業	1	X	1	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	21	1,166,732	21	1,259,248
鉄鋼業	11	2,229,114	8	2,704,406
非鉄金属製造業	6	922,475	8	1,430,797
金属製品製造業	36	1,015,281	34	1,437,779
はん用機械器具製造業	5	388,984	9	444,479
生産用機械器具製造業	15	875,215	14	882,517
業務用機械器具製造業	1	X	1	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	-	-	-	-
電気機械器具製造業	1	X	1	X
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	12	22,097,010	12	23,944,922
その他の製造業	4	79,550	2	X
総数	213	113,107,458	208	139,133,504

7 倒産件数の推移

民間信用調査機関（帝国データバンク）の情報によりますと、平成21年12月から平成25年3月末まで施行された、中小企業金融円滑化法などの金融面からの国の施策により、中小企業の資金繰りは大きな手助けになってきた面がありますが、金融支援だけでは限界があるものと思われます。根本的に売上・収益維持が困難な企業が増加しており、企業業績そのものの回復が必要となっています。

図表8 苫小牧市内の倒産件数

年度	件数	負債額
平成22年度	7件	26億9,125万円
平成23年度	9件	6億6,157万円
平成24年度	2件	1億3,287万円
平成25年度	4件	7億2,711万円
平成26年度	4件	26億4,656万円
平成27年度	2件	2億5,600万円
平成28年度	件	万円



第3章 中小企業振興のための3つの柱

これからの中小企業振興は、第1期・第2期の中小企業振興審議会及び第2期に設置した専門部会で議論された内容を踏まえ、下記3つの柱を掲げて取り組みます。

1 創業促進及び経営基盤の強化

創業を促進するためには、女性や専門的な知識及び技術を持つ高齢者を含めた創業を志す方の掘り起こしから、創業後のフォローアップまでの「創業促進及び経営基盤の強化」が必要です。また、市内創業者の実態を把握し、創業者に対する実効性の高い支援策や幅広い視点による創業促進策が求められています。

2 人材確保・育成及び事業承継の円滑化

中小企業が成長するためには、「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」が必要です。また事業承継については、後継者の育成などの課題を抱える中小企業の実態を踏まえ、事業継続のための効果的な支援が求められています。

3 販路拡大及び需要開拓の促進

中小企業が安定した事業を継続するためには、「販路拡大及び需要開拓の促進」が必要です。そのため、中小企業が抱える課題に適した支援を展開し、販路拡大・需要の開拓に挑戦できる環境づくりが求められています。

1 創業促進及び経営基盤の強化

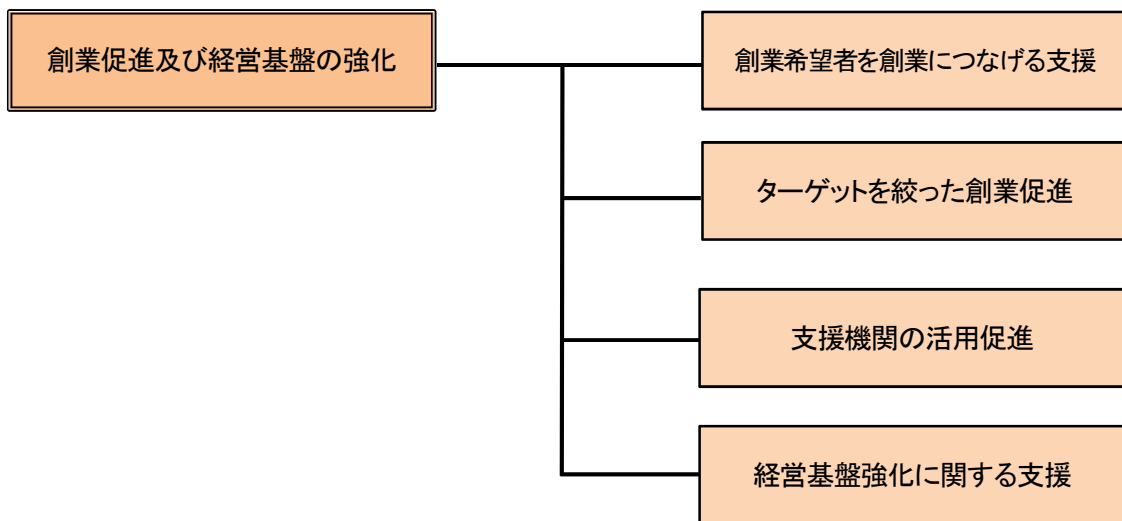
現状と課題

市内中小企業の実態は、創業件数よりも廃業件数が多く年々事業所数が減っているため、事業所数の減少を抑え、雇用拡大など産業活性化のためには創業者を増やす支援が必要です。また、創業後についても経営基盤安定のための対策が求められています。

基本目標

創業につながる支援の拡充を進め、創業者の増加を目指します。また、創業後も支援機関の相談窓口や市融資制度を活用し、経営の安定を図ることを目指します。

施策の体系



主要支援策

(1) 創業希望者を創業につなげる支援

- ①国や道、市など関係機関の支援事業を活用し、創業を志す方を後押しします。
- ②創業セミナー等、支援事業を開催する曜日や時間帯を工夫し、参加者の増加を図ります。

(2) ターゲットを絞った創業促進支援

- ①女性起業家の創出を図るセミナーを開催します。
- ②専門的な知識・技術を持つ高齢者の創業を支援します。

(3) 支援機関の活用促進

- ①中小企業相談所や金融機関の相談窓口など、中小企業の振興につながる支援機関を積極的に周知し、利用促進を図ります。

(4) 創業後のサポートなど、経営基盤強化に関する支援

- ①事業を継続させることはもちろん、さらに発展させるため、経営計画の見直しや支援事業の活用など、支援機関などと協力し、創業後の継続的な支援を行います。
- ②市の融資制度の周知を図り、中小企業の経営を支援します。

主な事業

- 新規創業セミナー
- 中小企業融資制度
- 小規模企業経営改善資金 信用保証料の補給 など

評価指標

指 標	H28年度 (基準値)	H30年度 (推定値)	H34年度 (目標値)
新規創業セミナー 参加人数			
創業サポート補助金 利用人数			
苫小牧市中小企業融資制度 利用件数			

2 人材確保・育成及び事業承継の円滑化

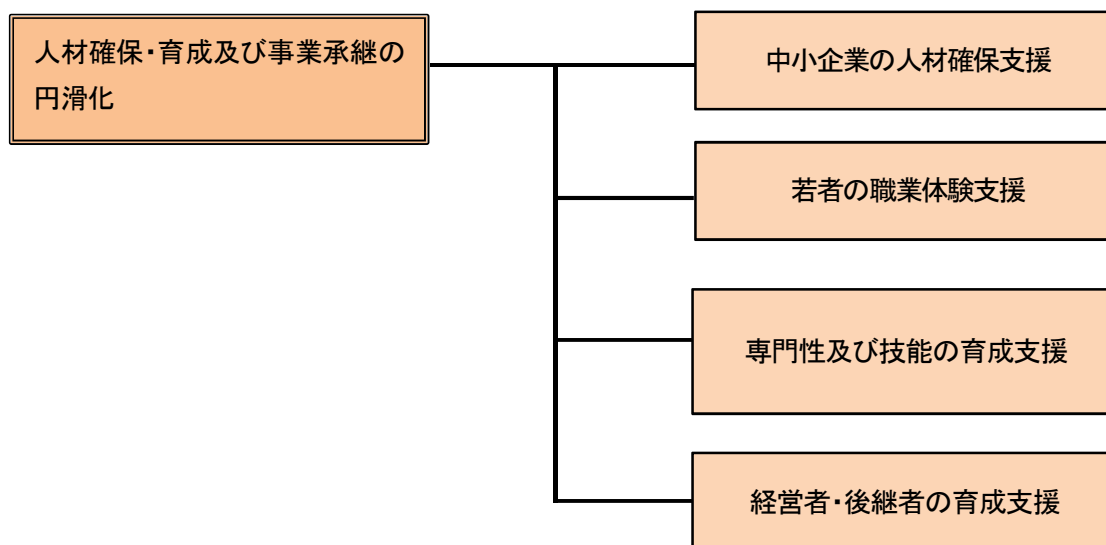
現状と課題

市内中小企業においても人材不足・後継者不足が深刻化しております。人材をいかに確保するかはもちろん、技能を身につけ、将来の後継者をどう育てていくかが課題となっています。

基本目標

中小企業の人材確保・育成のための支援を行います。また、経営者・後継者の育成を進め、事業承継の円滑化を目指します。

施策の体系



主要支援策

(1) 中小企業の人材確保支援

- ① 中小企業が求める、多様な人材を確保するための支援を行います。
- ② 若者の地元定着を増やすための支援を行います。

(2) 若者の職業体験支援

- ① 地元中小企業によるインターンシップ（職業体験）を活用し、若者の社会性等の

育成支援を行います。

②中小企業が、インターンシップを受け入れやすい環境を整備します。

(3) 専門性及び技能の育成支援

①専門的な技能の習得と、スキルアップのための支援を行います。

(4) 経営者・後継者の育成支援

①経営者・後継者の育成には時間や資金がかかるため、負担を抑えて育成できるように、支援を行います。

②事業承継を円滑にするため、関係団体と連携・協力し支援を行います。

主な事業

- 新卒高校生等雇用奨励金事業
- 離職防止等処遇改善事業
- 中小企業人材育成補助金
- テクノセンターにおける技術相談及び技術指導 など

評価指標

指 標	H28年度 (基準値)	H30年度 (推定値)	H34年度 (目標値)
新規雇用創出数			
人材育成に関する支援策の利用件数			
処遇改善事業所数			

3 販路拡大及び需要開拓の促進

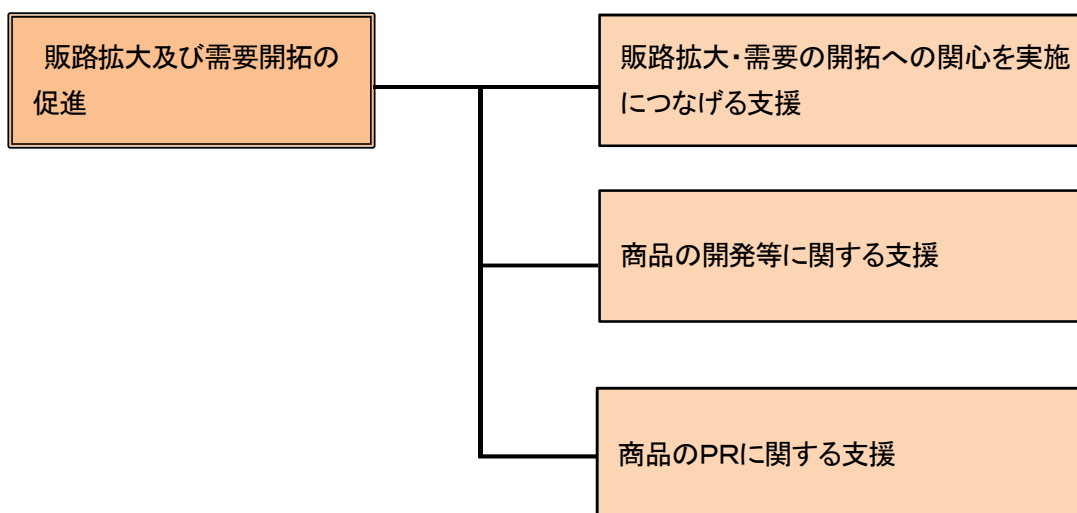
現状と課題

中小企業の長期的な事業継続のためには、販路拡大・需要の開拓が必要です。しかし、人口の減少等に伴う需要や消費の縮小が続く中、販路拡大や需要開拓に踏み切ることができない中小企業が増えています。

基本目標

中小企業が抱える課題に応じた支援を展開し、中小企業が販路拡大・需要の開拓に挑戦できる環境づくりを目指します。

施策の体系



主要支援策

(1) 販路拡大・需要の開拓への関心を実施に繋げる支援

- ①セミナーの開催などにより販路拡大・需要の開拓の重要性について周知し、販路拡大・需要の開拓に関心がある中小企業を後押しします。

(2) 商品の開発等に関する支援

- ① マーケティング調査等に要する費用補助など、消費者動向等に的確に対応した商品やサービスの開発等が行えるよう支援します。
- ② 商品の開発等につながる支援機関、関係団体を積極的に周知し、利用促進を図ります。
- ③ 商品の開発等にかかる新しい発想や独自性を引き出すためのセミナーを開催します。

(3) 商品のPRに関する支援

- ① PR方法に関するセミナーの開催や広告費用補助などの支援を行い、積極的な情報発信を促します。

主な事業

- 事業拡大・販路拡大支援事業
- 販路拡大セミナーの開催
- 顧客満足度調査事業
- 広告宣伝費補助事業 など

評価指標

指 標	H28年度 (基準値)	H30年度 (推定値)	H34年度 (目標値)
(販路拡大及び需要の開拓に関する) セミナーの受講者数			
(販路拡大及び需要の開拓に関する) 相談件数			
(販路拡大及び需要の開拓に関する) 商談会・展示会等の支援策利用件数			

1 推進体制

中小企業の振興は、

- 市、中小企業者等、経済団体、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進します。
- 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進します。
- 経済的社会的環境の変化に的確に対応して推進します。
- 持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進します。

市は、

- 中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めます。
- 中小企業者等の受注機会の増大に努めます。

中小企業者等は、

- 経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めます。
- 雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成及び確保に努めます。
- 地域や業種等による組織化や団体への加入等により、連携及び協力するよう努めます。

経済団体は、

- 中小企業者等の経営の改善や創業者の育成への支援に努めます。
- 中小企業者等の組織化や相互連携等の促進に努めます。

大企業は、

- 中小企業者等と連携・協力し、地域経済の安定に配慮するよう努めます。
- 中小企業の振興が地域経済の重要性を認識し、施策への協力を努めます。

市民は、

- 市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めます。
- 中小企業者等の商品やサービス等を利用し、中小企業振興の協力を努めます。

2 推進体制図

基本理念（第3条）

- ☆中小企業の振興は、各主体が協働して推進すること
- ☆中小企業の振興は、中小企業者等の創意工夫と努力を尊重して推進すること
- ☆中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応し推進すること
- ☆中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進すること

市の責務等（第4条ほか）

- ☆中小企業振興施策の策定・実施に努めること
- ☆中小企業者等の受注機会の増大に努めること

経済団体の責務（第6条）

- ☆中小企業者等の経営の改善や起業者の育成への支援に努めること
- ☆中小企業者等の組織化や連携等の促進に努めること

中小企業者等の責務（第5条）

- ☆経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること
- ☆雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること
- ☆中小企業者等は組織化や団体への加入により、連携・協力するよう努めること

大企業者の責務（第7条）

- ☆中小企業等との連携・協力、地域経済への配慮に努めること
- ☆中小企業振興の重要性を理解し施策への協力を努めること

市民の責務（第8条）

- ☆市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めること
- ☆中小企業者等の商品等を利用することにより、中小企業振興への協力を努めること